

IASB のアジェンダ・ コンサルテーションへの 対応とその意義

1. IASB のアジェンダ・コンサルテーションへの対応 とその意義

ASBJ 主席研究員 こがさか あつし
小賀坂 敦

2. 意見募集「アジェンダ協議 2011」に対するコメント (原文)

IASB のアジェンダ・コンサルテーションへの対応とその意義

ASBJ 主席研究員 こがさか あつし
小賀坂 敦

I アジェンダ・コンサルテーションへの対応の経緯とその意義

国際会計基準審議会 (IASB) は、2011 年 7 月に「アジェンダ・コンサルテーション 2011」を公表し、今後 3 年間のアジェンダの優先順位について意見を募っている。これまで我が国では、国際財務報告基準 (IFRS) に意見を反映していくために、関係者が様々な意見発信を行ってきたところであるが、個々の会計基準に我が国の意見を反映していくためには、まずアジェンダとして採り上げられることが必要であり、このアジェンダ・コンサルテーションは重要性の高いものと認識された。

これに対応するために、各関係者が可能な限り整合性のとれた意見発信を行うことにより、IFRS に対する我が国の発信力を高めることを趣旨として、関係団体及び官庁により「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」(以下「アジェンダ・コンサルテーション協議会」という。)が設置され議論が行われた。同協議会においては、我が国の会計基準と IFRS の差異となっている項目について、会計の考え方として、又は、実務上、どの項目が我が国の会計基準にそのままでは採り入れることが困難かが議論され、その中で特に重要であると認識された 6 項目を基本として、各関係者が IASB

に対してアジェンダとして採り上げることを求めるコメントを提出することとなった。

現在、金融庁企業会計審議会で IFRS の適用のあり方に関する議論が行われているが、IFRS の取り入れ方については、各国の例を見ても分かるとおおり、取り入れる方法、内容 (純粋な IFRS との相違の程度) 及び速度について、様々な手法があると理解されている。そうした中、同協議会で認識された我が国の会計基準と IFRS の重要な差異については、我が国で IFRS を取り入れる際にそのまま適用できるかという論点、すなわち、仮にカーブアウトや IFRS に一定の修正を加えるという選択肢が検討されるような場合に、まずはどのような項目が可能性としてその対象となり得るか、また、解釈・運用面において、実務的な工夫で対応可能な基準はいずれか、といった論点の検討に役割を果たし得るものと考えられる。したがって、このアジェンダ・コンサルテーションへの対応は、単に IASB の今後の議題を決めるためのコメント・レターの提出にとどまらず、我が国の会計制度の今後を考える上で重要な位置付けになるものと考えられる。

本稿では、アジェンダ・コンサルテーション協議会における議論の内容を紹介するとともに、そこでの議論を踏まえ作成された企業会計基準委員会 (ASBJ) のコメント・レターの内

容を紹介する。

なお、本稿のうち意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

II アジェンダ・コンサルテーションの概要

IASB が公表した「アジェンダ・コンサルテーション 2011」では、以下のとおり、2つの主要な区分（「財務報告の開発」と「既存の IFRS の維持管理」）とその内容としての5つの戦略領域を示し、それらの方向性に同意するか、また、どのようにバランスさせるかについての関係者の意見を募っている。

(1) 財務報告の開発

- ① 概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）
- ② 財務報告に係る戦略的論点の調査研究
- ③ 基準レベルのプロジェクト

(2) 既存の IFRS の維持管理

- ④ 適用後レビュー
- ⑤ 適用上のニーズへの対応

また、「アジェンダ・コンサルテーション 2011」では、上記の戦略領域の優先順位に加えて、個々のプロジェクトの優先順位に関する意見も募集している。

その上で、質問1として、「何を IASB の戦略的優先事項とすべきと考えるか。」、質問2として、「IASB の基準設定行動に対する最も緊急の財務報告ニーズは何と考えるか。」「どのプロジェクトを優先すべきか。」等について、意見の募集を行っている。

III アジェンダ・コンサルテーション協議会における検討

アジェンダ・コンサルテーション協議会は、

財務諸表の作成者、利用者、監査人、基準設定主体の主要団体及び関係官庁で構成され、具体的には、社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、株式会社東京証券取引所グループ、公益社団法人日本証券アナリスト協会、ASBJ、公益財団法人財務会計基準機構、金融庁、経済産業省及び法務省が参加した。また、事務局を、公益財団法人財務会計基準機構と金融庁が担った。同協議会は、2011年10月から11月にかけて2回開催された。

（総論部分—戦略領域の優先順位）

同協議会では、総論部分である戦略領域については、「既存の IFRS の維持管理」を重視すること、概念フレームワークの改善（特に利益概念）や開示フレームワークの確立による全体の開示内容及び量の見直しが、重要であることが確認された。

（各論部分—個々のプロジェクトの優先順位）

各論部分である個々のプロジェクトの優先順位については、まず ASBJ から、日本基準と IFRS の差異の分析が行われた旨とその結果の要約が報告された。当該差異分析は、以下の手順により行われた。

- (1) 日本基準と IFRS の会計処理に関する差異を各基準各項目ごとに抽出し、差異の重要性和我が国における適用の困難さの有無について分析。
- (2) IFRS を日本企業が適用する上で、また、我が国会計基準に導入を行う上での分析を行い、以下の分類に区分。
 - ① 我が国の従来の考え方と異なる点^(注)があり、我が国の考えを反映すべく IASB と協議を行うことが考えられる候補
(注) 当期純利益の意義、投資の性格に応じた資産負債の適切な評価等
 - ② 制度との関連、実務上のコスト等の理由

でコンバージェンスを図ることに一定の困難さが認められるとの指摘があるもの

- ③ 我が国の基準の見直しを図ることに比較的異論が少ないもの
- ④ 我が国の基準の見直しを検討すべきとの意見が聞かれるもの
- ⑤ 今後、我が国の対応についてコンセンサスを得ていくべきもの

同協議会では、上記の区分のうち①に属する以下の6項目を基本として、各団体において優先度の高いプロジェクトとしてコメントしていくことが確認された。

- その他の包括利益 (OCI)・ノンリサイクリング処理 (固定資産の再評価モデル (有形、無形)、株式等の OCI オプション、金融負債の公正価値オプション、退職給付に関する再測定部分、関連論点: 損益計算書の段階別表示 (特別項目の表示))
- 公正価値測定の適用範囲 (固定資産の再評価モデル (有形、無形)、投資不動産の公正価値モデル、農業に関する公正価値測定、非上場株式の公正価値測定)
- 開発費の資産計上
- のれんの非償却
- 固定資産の減損の戻入れ (特定分野に関連するもの)
- 機能通貨

なお、「② 制度との関連、実務上のコスト等の理由でコンバージェンスを図ることに一定の困難さが認められるとの指摘があるもの」としては、「重要性が高いもの」として、減価償却一般、負債と資本の区分、非継続事業の損益計算書での区分表示、有給休暇引当金、引当金の債務性 (全般、修繕引当金、企業結合に係る特定勘定)、「重要性が中程度のもの」として、後発事象 (会社法計算書類に関する監査報告書

日後の取扱い)、棚卸資産の評価損の戻入れの強制、未実現利益の税効果、子会社又は関連会社の決算日の統一、「特定分野に関連するもの」として、取替法の禁止が挙げられた。

IV ASBJ のコメント・レターの内容

1. 概要

ASBJ は、2011 年 11 月 30 日付で、以下の内容のコメント・レターを提出している¹。このコメント・レターがアジェンダ・コンサルテーション協議会における議論を反映し、市場関係者の意見を取り入れたものとなっていることを表すために、コメント・レターの前文において、「我が国では、現在、IFRS の適用のあり方に関する検討を、金融庁に設置された企業会計審議会で行っており、このアジェンダ協議についても、各市場関係者の関心が非常に高く、我々は主要な市場関係者と意見交換を行っている。したがって、このレターで示す見解は、我が国の主要な市場関係者の意見を幅広く反映するものとなっている。」旨を記載している。

2. 総論 (戦略領域の優先順位) に対する回答

質問 1 「何を IASB の戦略的優先事項とすべきと考えるか。また、今後 3 年間にわたりそれらをどのようにバランスさせるべきか。」に対する回答として、コメント・レターには以下の内容を記載している。

- ① これから IFRS の適用を考えている企業にとって、基準が変わり続けることは IFRS 採用の重大な障害となり得るため、安定的なプラットフォームの構築を優先することが IASB にとっての喫緊の課題となる。IASB が識別した 2 つの区分 (「財務報告の開発」

1 コメント・レターの全文は、56 頁以下を参照のこと。

及び「既存の IFRS の維持管理」のうち、今後、3 年間は、「既存の IFRS の維持管理」に重点を置くべきである。

- ② 「既存の IFRS の維持管理」のうち「適用後レビュー」については、IASB は、適用後 2 年の実施経験にのみレビューを行うとしているが、それ以前に決定され適用されている基準も、市場関係者から懸念の多い基準については、同様に範囲に含めるべきと考える。
- ③ 「既存の IFRS の維持管理」のうち「適用上のニーズへの対応」については、IFRS の解釈に関する取組みを充実すべきと考える。各国で首尾一貫した IFRS の適用を図るためには、一定程度の解釈が必要と考えられ、IFRS 解釈指針委員会がより大きな重要な役割を果たすことを期待する。また、2010 年に公表された教育文書「減価償却と IFRS」² は、ガイダンスではないものの、基準の背景を知る上で、非常に有益なものと考えられ、今後もこのような取組みを継続すべきと考える。
- ④ 「財務報告の開発」については、概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）の領域が特に重要である。特に、緊急性の高い個別論点（当期純利益の概念と OCI のリサイクリング、全体的な開示内容及び量の見直し）は、その中でも優先的に取り扱うことが望まれる。また、開示フレームワークの開発に着手し、それをベースに、一貫性のある効果的な開示に向けて、開示に関する基準の設定を図ることが適切であると考える。

3. 各論（個々のプロジェクトの優先順位）に対する回答

質問 2 の「IASB の基準設定行動に対する最も緊急の財務報告ニーズは何と考えるか。」及び「IASB はどのプロジェクトを優先すべきか。」に対しては、コメント・レターにおいて、以下のとおり、アジェンダ・コンサルテーション協議会で採り上げられた 6 項目について優先的に採り上げるべき旨を記載している。

- (1) OCI とリサイクリング
- (2) 公正価値測定 of 適用範囲
- (3) 開発費の資産計上
- (4) のれんの非償却
- (5) 固定資産の減損の戻入れ
- (6) 機能通貨

以下、その内容を詳述する。

(1) OCI とリサイクリング

IFRS では、次頁の表 1 のとおり、当期純利益へのリサイクリングの要否が会計基準ごとに分かれており、基準によっては、リサイクリングを禁止した論拠が明確なケースもあるが、基準横断的な観点での考え方は必ずしも明確にされていない。

当期純利益へのリサイクリングの禁止は、今までの当期純利益の概念を大きく変質させる可能性があり、我が国の財務諸表作成者及び利用者の間から強い懸念が寄せられているところである。ASBJ においても、これまで、以下のとおり、IASB に対して当期純利益概念の重要性から、リサイクリングの必要性について強く主張してきている。

- ・当期純利益は、企業の総合的な業績指標として 1 株当たり利益など、各種の重要指標の基礎として使用されてきている。企業の業績は

2 教育文書「減価償却と IFRS」は、世界中の関係者に対して IASB が公表したものであるが、我が国における実務上の疑問や懸念に対応して、ASBJ が IASB と協議することによって公表されたものである。

表 1 当期純利益へのリサイクリングの有無

項目	リサイクリングの有無
固定資産の再評価モデル	再評価の結果、帳簿価額が増加する場合に認識した OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計 (IFRS 第 9 号、資本性金融商品の OCI オプション)	OCI オプションを適用した投資に関する OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計 (IFRS 第 9 号、金融負債に関する公正価値オプション)	信用リスクに起因する公正価値の変動部分について認識した OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
退職後給付 (改正 IAS 第 19 号)	数理計算上の差異等の再測定部分について認識した OCI は、当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計 (IAS 第 39 号、キャッシュ・フロー・ヘッジ)	キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段の有効部分は OCI で認識されるが、ヘッジ対象の当期純利益が認識されるときに合わせて、その OCI は当期純利益にリサイクリングする (現在の公開草案「ヘッジ会計」でも同じ)。
在外営業活動体に対する純投資 (IAS 第 21 号)	在外営業活動体に関連して OCI に認識されている為替差額の累積額は、その在外営業活動体の処分により当期純利益にリサイクリングする。

最終的にキャッシュ・フローに帰着し、会計はそれを各期に割り当て、意味のある業績情報を提供している。リサイクリングを行う場合、通算の当期純利益合計額とキャッシュ・フロー合計額は一致するが、ノンリサイクリング項目が生じると当期純利益に反映されないキャッシュ・フローが存在することとなり、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性が低下する。

- 包括利益には、投資の目的となる成果が得られる前の段階での公正価値の変動等が含まれるため、投資の目的に照らした成果を示そうとする当期純利益に代わる総合的な業績指標にならない。包括利益は、キャッシュ・フローの不確実性が残っている段階における純資産の単なる期間差額であるが、当期純利益は投資に期待される成果の不確実性がなくなった時点での実際の成果情報を提供するものである。今回のアジェンダ・コンサルテーションのコ

メント・レターにおいても、IASB が採り上げるべき最重要課題として以下の提案を行っている。

- ① 根本的には、概念フレームワークのフェーズ B (構成要素の定義、認識及び認識の中止) における論点の 1 つとして、当期純利益の性質を含め、利益概念を整理する。
- ② ただし、概念フレームワークにおける検討は、最終的な結果を得るまでに非常に長期間要する可能性があり、その間、現状の不整合が継続されることとなる。したがって、当面のプロジェクトとして、当期純利益が表示されることを前提とした場合に、OCI に含まれる項目はその後すべて統一的に当期純利益にリサイクルすべきか否かを検討するプロジェクトを設ける。

なお、表 1 に記載した項目の中で、退職後給付に係る再測定部分のノンリサイクリング処理については、我が国市場関係者から重要な懸念が表明されており³、「OCI とリサイクリング」

の問題に合わせ、再検討することが必要である旨をコメント・レターに記載している。

(2) 公正価値測定の適用範囲

IFRSの現行基準では、公正価値での測定を幅広く規定している。その中には、公正価値で測定することが有用である資産、負債があると考えられるが、現行の概念フレームワークで

は、いくつかの測定基礎（取得原価や現在価値等）を並列に並べているのみで、それぞれの測定基礎が適切となる項目、あるいは、適切となる状況についての基本的な考え方が明確にされておらず、コメント・レターではまずその点を記載している。その上で、我が国の関係者が懸念を持っているものとして、以下の表2の項目を挙げている。

表2

項目	懸念の内容
(a) 固定資産の再評価モデル	IFRSでは、有形及び無形資産（IAS第16号「有形固定資産」及び第38号「無形資産」）については、原価モデルと再評価モデルのいずれかを選択して適用するが、選択に関して特段の要件はない。 再評価モデルは、再評価の実務を反映した各国の会計基準の影響を受けたものであり、物価変動の影響を反映することを論拠とするものと考えられるが、再評価モデルが適切と考えられる状況があったとしても、任意にその測定モデルを認めることは比較可能性の点から問題があると考えられる。
(b) 投資不動産の公正価値モデル	IAS第40号「投資不動産」では、投資不動産に対して、企業が原価モデルか公正価値モデルかのいずれかを選択して適用することとされているが、これも特に選択に制限はない。 投資不動産には、公正価値の変動により利益を獲得することを目的とした投資と、専ら長期的に賃貸収入を得ることを目的とした不動産の両方が含まれ、後者については、企業の様々なノウハウやブランド力、そして付随的なサービスの要素と不動産が結びついている場合など、原価モデルが適切と考えられる場合もある。このため、任意に測定モデルを選択可能とすることは適切ではない。
(c) 農業の公正価値測定	IAS第41号「農業」においては、生物資産については、公正価値を、信頼性をもって測定できない場合を除き、見積売却費用控除後の公正価値で測定され、農産物については、生物資産から収穫された農産物は収穫時点で見積販売時費用控除後の公正価値により測定される。 生物資産には、通常、事業に継続的に使用される固定資産と同様とみなせるものもあり、IAS第41号の公正価値測定の範囲が適切でないものも含まれると考えられる。

- 3 退職後給付における再測定部分の表示について、ASBJでは、退職率の変動や割引率の変動によって生じる退職給付債務に関する数理計算上の差異は、過去の期間に当期純利益で認識された勤務費用や利息費用に対する見積りの変更であるため、変更後のある期間に当期純利益に含めるべきであると主張してきている。また、我が国の市場関係者からは、年金は超長期にわたる制度であり、短期的な割引率の変動に基づく退職給付債務の変動を即時に当期純利益に反映するのは適切ではない旨、また、年金資産についても、従業員が退職するまでにファンディングがなされればよく、短期的な時価の変動を当期純利益に反映すべきではない旨の意見が聞かれ、現状で遅延認識した上で製造原価（労務費）に計上されている数理計算上の差異の償却費が、OCI即時認識でノンリサイクリングになると、一度も当期純利益に反映されなくなるため、製造業において原価計算上、重要な問題となるとの指摘もなされている。

(d) 非上場株式の 公正価値測定	IFRS 第 9 号「金融商品」では、資本性金融商品への投資すべてを公正価値で測定することとされている。また、限定的な状況ではあるが、相場価格のない資本性金融商品に対する投資について、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合のガイダンスを設けているが、ガイダンスが有効に機能するかどうかも含め、測定の信頼性及び実務上の実行可能性の観点から、重要な懸念がある。
----------------------	--

コメント・レターには、「(a) 固定資産の再評価モデル」、「(b) 投資不動産の公正価値モデル」は、公正価値での測定と取得原価をベースとする測定を特段の要件を設けずに認めているが、本来は、それぞれの測定基礎の特徴に基づき、適切な状況や項目を識別して使い分けを行うべきである旨を記載している。また、上記の (a)、(b)、(c) については、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズ C「測定」における検討を進め、公正価値測定が適切となる範囲や状況に関する基本的な考え方の整理を利益概念の整理とともに優先的に進めることを提案している。

「(d) 非上場株式の公正価値測定」に関しては、測定の信頼性及び実務上の実行可能性の観点から、重要な懸念が我が国の市場関係者から寄せられており、IFRS 第 9 号の任意適用企業を対象に、早期に適用後レビューを実施することを提案している⁴。

(3) 開発費の資産計上

IAS 第 38 号「無形資産」では、研究局面での支出は、発生時に費用として認識し、資産を認識してはならないとしているが、開発局面で

は、企業が一定の要件のすべてを立証できる場合には、資産を認識しなければならないとされている。

この開発費の資産計上については、提供される情報の比較可能性や恣意性への懸念から、開発局面での支出の資産計上が妥当かについて、再検討を求める意見が ASBJ における検討や「単体財務諸表に関する検討会議」⁵での議論を通じて、多く聞かれるところである。

ASBJ が 2008 年の年次報告書を利用して行った調査では、開発局面の自己創設無形資産の認識について、幅広い実務があるとの結果が得られている。このため、コメント・レターでは、今後、適用後レビューの中で、適用上の問題の有無を調査し、基準の改正の必要性を検討していくことが必要である旨を記載している。

(4) のれんの非償却

IFRS では、2004 年に IFRS 第 3 号「企業結合」を公表し、従来、20 年以内の償却としていたのれんについて米国基準と同様に非償却としている（減損は、別途実施される。）。IASB がのれんを非償却としたのは、主として、のれんの償却パターンは、一般に予測不可能で、恣

4 IFRS 第 9 号については、2011 年 11 月の IASB 会議において限定的な修正を検討することが暫定決定され、12 月の IASB 会議では再検討を行うプロジェクトの範囲が議論されている。その結果、非上場株式の公正価値評価についても議論が行われたが、再検討は行われないうこととなり、公表市場価格のない資本性金融商品の公正価値の算定方法に関する詳細なガイダンスを、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関して作成する教育文書に含めることを検討することが、暫定的に決定されている。

5 ASBJ では、2009 年 12 月に「無形資産に関する論点の整理」を公表し、開発費の資産計上の我が国会計基準への導入を検討している。また、「単体財務諸表に関する検討会議」は、公益財団法人財務会計基準機構内に、産業界を含むステークホルダーの意見を集約するために設置され、2010 年 10 月から 2011 年 4 月にかけて議論が行われた。

意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできないと考えたためとされている。

これに対し、ASBJ 及び我が国の市場関係者の間では、償却に減損を組み合わせるアプローチを支持する意見が、開発費と同様に、ASBJ における検討⁶や「単体財務諸表に関する検討会議」での議論を通じて、多く聞かれるところである。これは、償却を通じて、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能となり、これが投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫しているからである。

のれんを非償却とする IFRS 第 3 号のアプローチに対しては、公開草案の時点で、それに反対するコメントも多く寄せられたが、最終的な結論が適切だったかのレビューは行われていない。よって、コメント・レターでは、IASB のアプローチが適切だったかについては、適用後レビューを実施し、基準の改正の必要性を検討することが必要である旨を記載している。

(5) 固定資産の減損の戻入れ

IAS 第 36 号「資産の減損」では、減損の兆候があった場合、帳簿価額と回収可能価額との比較が行われ、後者が前者を下回っている場合、減損損失が計上されるが、のれん以外の資産について、以前認識した減損損失がもはや存在しない、あるいは、減少した可能性の兆候がある場合には、回収可能価額を見積り、一定の場合に減損の戻入れを認識することとされている。このような減損の戻入れは、固定資産の再評価と同様に、資産の将来の便益の可能性について有用な情報を提供するとされている。

しかしながら、ASBJ では、「(2) 公正価値測定の適用範囲」に関する懸念と同様の理由で、減損の戻入れには反対の意見を有する。また、我が国の市場関係者からは、減損の戻入れについては、減損処理をしなかった場合の簿価を維持する必要がある、相応の手間がかかるとの指摘がある。よって、コメント・レターでは、減損の戻入れについて、IFRS と米国基準との重要な差異であることも考慮し、今後、公正価値測定の適用範囲の妥当性ととも、再検討することが必要である旨を記載している。

(6) 機能通貨

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」では、機能通貨は、企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨とされている。また、その機能通貨は、いくつかの要素を考慮して決定することとされており、優先的に考慮すべき要素と追加的に考慮すべき要素のヒエラルキーが存在する。すなわち、優先的に営業上のキャッシュ・フロー（財やサービスの販売価格やコストに影響を及ぼす通貨）に着目するが、優先的な要素で機能通貨の決定が困難な場合には、財務活動を通じて資金が生み出される場合の通貨（社債や株式発行等）上のキャッシュ・フローや営業活動を通じて受け取る金額を通常留保している通貨に着目する追加的な要素を考慮して機能通貨を決定するとされている。

しかしながら、ASBJ では、営業キャッシュ・フローは、企業のキャッシュ・フローを生み出す主要な源泉であるものの、資金調達により得られるキャッシュ・フロー及び機能通貨以外の通貨も含めた営業活動の結果に課される親会社所在地国の税金支払いや株主への配当の源泉として留保する通貨も、機能通貨を判断する

6 ASBJ では、2009 年 7 月に「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、のれんの非償却処理の我が国会計基準への導入を検討している。

上では、同様に重要となるケースがあり得るため、各国固有の環境を十分考慮して、すべての主要な要素を総合的に判断すべきと考えている。

また、我が国の市場関係者からは、自国通貨が機能通貨と異なる場合、企業の内部管理を反映しない財務報告を行うこととなる問題があり、また、所在地国の税法や会社法（配当可能利益の算出）が機能通貨を容認していない場合、複数の通貨をベースとする帳簿を用意する必要があり、ベネフィットに見合わない多大なコストが生じるとの指摘がある。

これらは、米ドルや欧州ユーロを自国通貨とする国ではあまりみられない問題と考えられる。

したがって、コメント・レターでは、現在のよう、欧州以外にも広く IFRS が利用されている現状において問題が生じていないか、適用後レビューを実施すべき旨、また、「アジェンダ・コンサルテーション 2011」の中で、可能性のあるプロジェクトとして挙げられている「外貨換算」のプロジェクトを採り上げる場合には、そのプロジェクトに含めて取り扱うことが必要である旨を記載している。

V 今後の対応

ここまで、IASB の実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応するために、「アジェ

ンダ・コンサルテーションに関する協議会」が設置され、我が国の会計基準と IFRS の差異となっている項目について、どの項目が、会計の考え方として、又は、実務上、我が国の会計基準にそのままでは取り入れることが困難であるかについて、オールジャパンといえるメンバーにより議論がなされた旨、また、その議論に基づき、ASBJ から IASB にコメント・レターが提出された旨を紹介した。本稿の冒頭に記載したとおり、このアジェンダ・コンサルテーションへの対応は、単に IASB の今後の議題を決めるためのコメント・レターの提出にとどまらず、我が国の会計制度の今後を考える上で重要な位置づけになるものと考えられる。

今後、IASB に対してコメントした内容の実現を図るため、関係者が一致して協力していくことが肝要であると考えられ、アジェンダ・コンサルテーション協議会では、今後の対応についても議論が行われた。そこでは、社団法人日本経済団体連合会、日本公認会計士協会及び金融庁等から、海外のカウンターパートとも必要に応じて協力を行う等の方策により、IASB において意見が反映されるべく努めていく旨が表明されているところである。ASBJ としても我が国の基準設定主体として、IASB との第一の窓口として役割を果たすべく、我が国の意見を IASB に適切に伝えていくとともに、これらの各団体等とも密接に連携していきたいと考えている。